

平成26年度 第2回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成27年3月13日(金) 午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1106会議室
- 3 委員の出席 10名中、8名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶 岩本水産課長

議 事 次第に基づき、順次説明及び質疑応答

(1) 平成26年度海面利用者講習会の結果報告について

事務局

平成27年2月17日(火)に志賀町生涯学習センターにおいて開催し、漁業者及び遊漁者等35名が参加した旨を報告した。

講習内容は以下のとおり

【講習内容】

- ①漁業関係法令等について (石川県農林水産部水産課 田中主幹)
- ②海難事故防止について (金沢海上保安部警備救難課 櫻井救難係長)
- ③海上気象の概要について (金沢地方気象台 辰巳技術専門官)

委員

118番は最寄りの海上保安部(保安署)ではなく、第9管区本部につながり通報者が戸惑うことがあるため、118番通報の周知方法を工夫した方がよい。

(2) 「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示」について

事務局

平成17年8月23日に石川海区漁業調整委員会において出された、遊漁者による撒き餌釣りに関する委員会指示について、県内の漁協各支所の意見聴取を経て、海区漁業調整委員会において委員会指示を平成29年3月31日まで延長することとした旨を説明した。

◎ 「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限にかかる委員会指示」

1. 次の(1)から(3)までの区域内において、まき餌(こませ籠及びだんご釣りを含む。)の使用を禁止する。

(1) かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域

(2) コンクリート面造成したいわのり漁場

(3) 舳倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域

2. 次の区域内において、船釣りを禁止する。

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域

委員

最近は、港内にオキアミの袋等を捨てるようなことも少なくなってきており、以前に比べてルールが守られるようになってきたと思われる。漁業者と遊漁者のお互いの信頼関係を維持していくため、今後とも遊漁者へのマナー・ルールの徹底について周知していくことが必要である。

(3) 「やす」、「もり」の使用について

事務局

遊漁者が使用する柄の長い、あるいは発射装置を有する「やす」の本県での取扱いについて、第1回の本協議会を受け、他の都道府県の漁業調整規則及び指導状況や県内の各漁協支所の実態調査結果を報告し、本県での取扱いについて委員の意見を聴取した。

委員

昔は「やす」、「もり」を使用する者を見ることがあったが、最近では加賀地区以外ではほとんど見られない。加賀地区は、関西方面の県外者が多く入ってくるという特殊性もあるので、目で見てわかるように「海釣りルール・マップ」などに「もり」等の使用禁止について追記することにより、注意しやすくなるのではないかと。

事務局

行政で全て禁止するのではなく、地域の実情に合わせたルールづくりが適切な対応であり、公的規制、ある程度地域を特定した委員会指示、自主規制など様々な方法があるが、夏頃までに海区漁業調整委員会に本協議会での意見を報告し、本県でのあるべき対応について検討する。